

金融厅

金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年6月30日、令和3年3月4日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

[\(\[https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html\]\(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html\)\) 参照](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html)

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	地方公共団体に対する員外貸付制限の見直し	<制度改正> 規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行された（令和2年11月公布・施行）。
2	銀行等の業務範囲規制等の見直し（3件）	<制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月）。
3	国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度（投資運用業の特例）の創設	<制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月）。
4	金融機能の強化及び安定の確保を図るために措置等（5件）	<制度改正> 規制の事前評価を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月）。

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策（令和2年9月30日、12月11日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

[\(\[https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html\]\(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html\)\) 参照](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html)

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置	<税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置について税制改正要望（令和2年9月）を行った。
2	企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）	<税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、企業再生税制の拡充（事業再生ファンドによる債権放棄の追加）について税制改正要望（令和2年9月）を行った。

3	不動産投資法人における未収賃料の特例	<税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、不動産投資法人における未収賃料の特例について税制改正要望（令和2年9月）を行った。
4	国際金融ハブ取引に係る税制措置	<税制改正> 租税特別措置法に係る政策評価の結果等を踏まえ、国際金融ハブ取引に係る税制措置について税制改正要望（令和2年9月）を行った。その結果、法人課税に関して、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与については、投資家等のステークホルダーの監視下に置かれているという特殊性に鑑み、その算定方式や算定の根拠となる業績等を金融庁等に公表すること等を要件として、損金算入を可能とする措置が、令和3年度税制改正大綱に盛り込まれた。

(事後評価)

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式)（令和2年9月17日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本政策Ⅰ 施策Ⅰ-1】マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機関等検査経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」、「顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた調査に必要な経費」、及び「データ分析を通じた企業に対する金融面でのコロナ対応策の実施経費」の令和3年度予算要求(530百万円)を行い、政府予算に計上(396百万円)された。</p> <p><定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 國際的に活動する保険グループに対して、従来以上に、各国当局や国際機関と協力したグループ監督を行うための体制整備：課長補佐1名 ○ 情報・分析の高度化に資する体制整備：情報収集分析管理官1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標(大規模な保険会社及び保</p>

			<p>険会社グループに対する適切な監督)を見直すとともに、新たな指標（国際的に活動する保険グループに対する適切な監督）を設定した。</p> <p>＜その他の反映状況＞</p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」（令和2年8月策定）（以下「行政方針」という。）を踏まえ、業態横断的な対応に加え、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大手銀行グループについては、個別金融機関の財務状況等に関して、データ等を用いて分析・把握し、深度ある対話を行った。その際、与信費用を巡るリスク、海外クレジット投資のリスク、米ドルなど外貨資金調達に係る流動性リスクなどの実態的確な把握に努めた。これらの実態把握に基づき、金融仲介機能を十分に発揮する前提となる財務基盤が十分に確保できるよう、配当や自社株買いの方針も含めて、深度ある対話を行った。また、グローバルな低金利環境の継続や社会全体のデジタルシフトの加速など、新たな環境の下で、家計・企業・地域社会・国際社会の課題を解決し、付加価値を創造するビジネスモデルをどう構築していくのかについて、対話を進めた。 ○ 地域金融機関については、検査マニュアル廃止後の融資や引当等に関する金融機関の取組に関して、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に基づいて、工夫事例等に関する対話を行った。 ○ 証券会社については、大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、証券会社としての金融仲介機能を発揮し、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客の利益になるサービス・商品の提供や、顧客の利益を尊重した業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮といった課題への対応について深度ある対話を行った。 ○ 保険会社については、適切な経営戦略の策定・推進を支えるリスク管理態勢やガバナンス機能の発揮、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて取り組むべき課題等について深度ある対話を中心モニタリングを行った。特に、自然災害の多発・激甚化への対応について、被災者の経済的復旧のために損害査定や保険金支払いを適正かつ迅速に行う工夫等の運営
--	--	--	---

				<p>上の論点も含め、大規模自然災害に対する備えとして保険がどのように機能すべきか対話・検討を進めた。海外子会社管理を含めたグループガバナンスに関しては、IAIS（保険監督者国際機構）において採択された国際的なガイドラインも踏まえ、保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行うとともに、「IAIGs 等向けモニタリングレポート」を公表し、その中で我が国における IAIGs（国際的に活動する保険グループ）として取り扱う保険グループを公表した。また、保険会社における適切な内部管理に資するよう、現行の財務上の指標や規制の見直しに係る検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本郵政グループについては、市場運用における安定的な収益確保と市場変動に耐性のあるポートフォリオの構築に向けた取組について対話を行った。
2	<p>【基本政策 I 施策 I-2】 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の令和3年度予算要求（8百万円）を行い、政府予算に計上（8百万円）された。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」での議論に基づく報告書や、IAIS（保険監督者国際機構）から公表されたICSVer2.0（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）の内容を踏まえつつ、国内フィールドテストの実施や幅広い関係者との対話、検討過程の情報開示等、国内規制の整備に向けた検討や準備につき透明性を確保しつつ進めた。 ○ 名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った。 ○ 平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、令和2年12月に、国内実施に関する規制方針案を公表した。
3	<p>【基本政策 I 施策 I-3】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニ</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費」、「金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費」及び「事業者支援</p>

タリングの実施		<p>のための地域金融人材の能力向上に必要な経費」の令和3年度予算要求（146百万円）を行い、政府予算に計上（67百万円）された。</p> <p>＜機構・定員要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域金融機関の課題への対応：地域課題解決支援室の新設、課長補佐1名 ○ 地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築のための実施態勢の整備（独占禁止法の整備）：課長補佐1名、係長1名 ○ 金融機能強化法の改正（コロナ特例の創設）を踏まえた申請事務への対応及びフォローアップ体制の強化：課長補佐2名、係長2名 ○ 地域銀行の健全性に着目したモニタリングの体制強化（新型コロナウィルス感染症関連）：金融証券検査官1名 <p>＜法令・制度の整備・改正＞</p> <p>以下の関係法令の整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウィルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずる必要があることから、「新型コロナウィルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月）。 <p>＜事前分析表＞</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり測定指標の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域金融機関を取り巻く環境は、人口減少や顧客の高齢化、低金利環境の継続といった厳しい収益環境、コロナ禍の世界的な拡大や自然災害の多発・激甚化に加え、デジタライゼーションの進展など、大きく変化していることを踏まえ、持続可能なビジネスモデルを構築に向けて具体的かつ有効な取組を促すため、指標（経済の回復と持続的な成長に資する銀行制度等のあり方の検討）を設定した。
---------	--	---

			<p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関による事業者の資金繰り支援等に万全を期すため、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた累次の要請を行った。加えて、特別ヒアリング等を通じて、感染症拡大の影響を受けた事業者への経営改善・事業再生・事業転換支援を促した。なお、協同組織金融機関に対しては、特に中小・零細企業に配意した支援を行うよう促した。このほか、金融機関による取引先企業等への支援状況等についても、定期的な意見交換等を通じて実態把握を行った。 ○ 持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を进行了。 ○ 地域金融機関の抱える課題に応じて、経営トップをはじめとする金融機関各階層の職員や社外取締役との対話や、リモート技術も活用した検査等を適切に組み合わせ、モニタリングを行う。特に、経営トップとの間では、「コア・イシュー」も活用して対話を进行了。また、対話に当たっては、「心理的安全性」の確保に留意した。加えて、信用金庫・信用組合においては、固有の特性（協同組織性）にも着眼した対話を进行了。 ○ 金融市场の変動等が各行に与える影響等も踏まえつつ、有価証券運用態勢等について課題が見られる金融機関については、早め早めにリスク管理態勢の向上等に向けた対話を进行了。 ○ 加えて、関係団体と連携した地域銀行との研修や意見交換の機会を通じて、有価証券運用態勢の現状を踏まえた外部機関の更なる知見の活用の必要性に関する対話をを行い、有価証券運用態勢の高度化を促した。 ○ 令和2年5月に成立した「独占禁止法特例法」の円滑な施行を図るため、同年11月に関係省令等の整備等を行った。 ○ 大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、大企業の人材リストを整備し、地域金融機関による人材マッチングを促進した。この人材マッチングをさらに推進するため、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」の一環として、「地域企
--	--	--	---

				<p>業経営人材マッチング促進事業に要する経費」を令和2年度第三次補正予算に計上した（3,063百万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 包括担保法制等を含む融資・再生実務のあり方について、金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすようなものとなるよう、実務家や有識者との研究会を設置（令和2年11月）し、現在の経済環境、海外の実務も踏まえた検討の結果を論点整理として取りまとめ、公表（令和2年12月）した。 ○ REVIC・中小企業基盤整備機構等によるファンドや、公庫・商工中金等による資本性劣後ローン、中小企業支援協議会等による再生計画の策定支援等の支援のメニューについて、わかりやすくマッピングした上で、金融機関等に周知し、活用を促した。
4	<p>【基本政策Ⅱ 施策Ⅱ-1】 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>＜予算要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」、「資産形成の意義に係る広報イベント等経費」、「金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費」、「金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費」、「金融知識等普及施策奨励経費」、「金融教育推進のための経費」、「金融経済教育推進のための調査研究等経費」及び「多様なニーズに応じた資産形成を行うための広報活動に必要な経費」の令和3年度予算要求（52百万円）を行い、政府予算に計上（39百万円）された。</p> <p>＜その他の反映状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着 <ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会市場ワーキング・グループにおいて行われた「顧客本位の業務運営に関する原則」の具体的な内容の充実や金融事業者の取組の「見える化」の促進などに関する議論を踏まえ、「原則」を改訂した。 ・「重要情報シート」の活用促進により、顧客が金融事業者や金融商品を比較しやすい環境を早期に整備するため、金融事業者や業界との対話を進めた。 ・金融事業者の取組方針や取組状況の分かりやすさや比較可能性の向上に向け、金融事業者や金融庁における取組方針等の公表のあり方の検討を進めたほか、金融庁において金融事業者の取組方針等の好事例を公表するなど、顧客にとって分かりやすい情報発信を行った。 ・顧客本位の業務運営に関する経営戦略上の位置づ

			<p>けや、顧客の資産形成と持続的な業務を両立させるための手数料体系を含めた中長期的なビジネスモデルのあり方やそれを支える営業支援インフラの充実等の体制構築などに関して、深度あるモニタリングや対話を行った。また、金融事業者における顧客のライフプラン等を踏まえた業横断的な商品の提供や商品提供後の適切なフォローアップ、商品組成会社が想定する顧客層の説明などに関する取組状況を確認した。さらに、業績評価体系、商品提案プロセス、外貨建保険販売の改善状況等についても、継続的にモニタリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の資産運用に関する認識、金融機関や金融商品の選択基準、必要としているサービス内容、金融庁施策に関する認識等を把握するため、顧客目線に立った顧客意識調査を実施した。 ・監督指針において、合理的な理由を欠く高頻度の金融商品の売買を勧誘し、顧客に過度の手数料を負担させる行為等の不適当又は不誠実な投資勧誘行為を例示し、このような投資勧誘行為の抑制を図った。 <p>○ 家計における長期・積立・分散投資の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長資金の供給を促すとともに家計の安定的な資産形成を支援していく観点から、NISA制度の利便性向上に向けた税制改正要望を行い、税制改正大綱において、NISA関連の電子手続の簡素化が盛り込まれた。 <p>○ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者や高齢者の利便性の向上に向けた取組として、令和2年度も引き続き、各金融機関に対してアンケート調査を実施し、その結果を公表するとともに、業界団体との意見交換会において、各金融機関へ対応を要請した。 ・成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果の公表を通じて、各金融機関による導入を促したほか、既存口座への後見設定時の事務手續に係る利便性向上に向けた取組を検討するよう促した。また、預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを
--	--	--	---

				<p>未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理や好事例の収集等を検討すべく、業界との対話を行った。さらに、認知症に関する普及啓発を行ったほか、高齢者や認知症の人に対応した創意工夫ある金融商品・サービスの開発・普及に向け、各金融機関の取組を後押しした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の口座開設等の金融サービス利用に関連し、外国人や受入れ先の理解の醸成を図るため、やさしい日本語を含む14か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットについて、金融機関が実施する口座開設時の在留期間や勤務実態の確認等の必要性及び趣旨に係る記述を拡充に向けた改訂作業を実施した(令和3年3月)。また、外国人の金融サービスの利便性の一層の向上が図られるよう、特定技能14分野にかかる特定技能協議会(各所管省庁にて開催)等の場を活用し、外国人受入れ企業等に対する周知活動を実施した(令和3年3月)。 <p>○ 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者側の金融リテラシーの向上に向けて、金融庁・財務局職員による出張授業(オンライン授業を含む)を大学・高校等で実施したほか、金融経済に関する若年層向け動画や高校生及び教員向けの授業動画等の配信、社会人向けの「つみたてNISA Meetup」や親子向けワークショップのオンライン開催など、ICTを活用し、幅広い層に対して金融経済教育を推進した。
5	<p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2】 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」、「貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」、「貸金業者情報検索サービス経費」、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」及び「貸付自肃制度の推進に必要な経費」の令和3年度予算要求(36百万円)を行い、政府予算に計上(33百万円)された。</p> <p><定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度定員要求を行った。</p> <p>○ 資金移動業者のモニタリング体制整備:課長補佐1名、係長1名</p> <p><事前分析表></p> <p>多重債務問題に係る指標に関し、「財務局及び地方自治</p>

		<p>体における多重債務相談窓口の設置状況」については目標を達成したため測定指標から削除したが、引き続き、「多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況」、「財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施」、「ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況」を指標として、多重債務問題に対応していく。</p> <p>＜その他の反映状況＞</p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険会社等については、高齢化の進展や自然災害の頻発化・激甚化等に加え、コロナ禍の経験を踏まえた「新しい生活様式」への対応が求められる中、こうした経営環境の変化も踏まえ、健全かつ持続可能なビジネスモデルを構築するために取り組むべき課題等について、各社と対話を行った。 ○ 少額短期保険業者については、最低基準を満たした業務運営が行われているかについて、各財務局と連携して、自主点検結果を踏まえつつ、ガバナンスをはじめとする態勢整備の状況と併せてモニタリングを実施したほか、日本少額短期保険協会とも連携して最低基準達成のための環境整備を行った。また、経過措置適用業者の監督に対しては、引き続き、本則に円滑に移行するための計画の策定・実行状況や顧客への周知の状況を確認し、必要な対応を求めている。 ○ 日本郵政グループ <ul style="list-style-type: none"> ・かんぽ生命等については、業務改善計画の実行状況を踏まえつつ、顧客の信頼回復に向けた取組等をモニタリングした。 ○ 暗号資産 <ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産交換業者に対して、業務改善命令の進捗状況のフォローアップ、これを踏まえたリスクプロファイルの更新及び、質問票を活用した自己チェックの要請等、機動的かつ深度あるモニタリングを継続的に実施した。 ・無登録で暗号資産交換業を行っていた者10先に対して照会書を発出するとともに（令和2年4月から3年3月まで）、2先に対して警告書を発出し、社名等を公表した（令和2年6月）。 ・暗号資産に関する相談等の実態を踏まえ、関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施
--	--	--

			<p>した（令和2年4月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資金移動業者を通じた不正出金事案への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案を受け、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、不正防止策の実施や被害補償について要請を行うとともに、広く一般に銀行口座からの不正な出金についての注意喚起を実施した（令和2年9月及び10月）。 ・また、当該事案を受け、預金取扱金融機関に対して、銀行口座と連携する決済サービスに係るセキュリティの状況や被害発生状況について実態把握をするため、全国銀行協会と連携して調査を実施し、調査結果を公表した（令和2年12月）。 ・さらに、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正した（令和3年2月）。 ○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・金融トラブル連絡調整協議会を開催（令和3年1月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や業務改善に資する取組等について議論を行った。 ○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談の主要な担い手である地方自治体の主体的な取組を促すとともに、相談者が各自治体などの多重債務相談窓口を訪れる契機とするため、これら相談窓口の認知度向上を図るための周知・広報を実施した。 ・財務局の多重債務相談窓口における直接相談の受付、各局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施等、各局管内の都道府県、市区町村における相談体制の強化をバックアップした。 ・ギャンブル等依存症対策の観点から、多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組を進めた。 ・貸金業の利用者についての実態把握を行った。 ○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供等 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。 ・預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を当庁
--	--	--	--

			<p>ウェブサイトにおいて公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振り込め詐欺救済法の円滑な実施を図るため、同法に基づく返金制度や犯罪被害者等支援事業について周知を行った。 ・新型コロナウイルス感染症拡大や特別定額給付金に乗じた振り込め詐欺事案が発生していることを踏まえ、被害を防止するため、関係省庁と連携し、最新の手口も踏まえた啓発や注意喚起を金融庁ウェブサイト等を通じて実施した。 <p>○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表した（令和2年10月）。 ・特に、キャッシュカード窃取による預金の不正引出しが多発していることを踏まえ、金融機関に対して、セキュリティ対策向上のための取組を促した。また、当庁ウェブサイトにおいて主な手口や相談窓口を公開し、利用者に対し注意喚起を行った。 ・関係省庁と連携し、特殊詐欺の被害防止対策の推進について、金融機関に要請文を発出した（令和2年12月）。 <p>○ 様々な形態の取引への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の影響等もあって広がりを見せている様々な形態の取引（SNS個人間融資・ファクタリング等）について、多重債務防止等の観点から、政府広報の活用や関係機関との連携を通じた広く一般への注意喚起等を行った。 <p>○ 無登録業者等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対して、問い合わせ等を通じ実態把握を行い、警察当局等と情報を共有する等連携した。また、無登録で金融商品取引業を行っていた者18先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を金融庁ウェブサイトにおいて公
--	--	--	--

				表した。さらに、Twitterにおいて、上記公表内容のほか詐欺的な投資勧誘等に関する情報発信を行うことにより投資者への注意喚起を行った。その他、海外の無登録業者については、必要に応じて海外当局との情報共有を行った。加えて、無登録で金融商品取引業を行っていた者に係る裁判所への申立てを1件実施するとともに、当該事案について公表する際に、一般投資家向けの注意喚起情報を併せて掲載するなど、情報発信を強化した。
6	【基本政策III施策III-1】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	相当程度進展あり	引き続き推進	<p>＜予算要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、「課徴金制度関係経費」、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「検査等一般事務費」、「証券取引等監視経費（犯則調査経費）」、「証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）」、「証券取引等監視経費（証券取引審査経費）」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「インターネット巡回監視サービス利用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」及び「市場監視総合システム整備経費」の令和3年度予算概算要求（264百万円）を行い、予算措置（244百万円）された。</p> <p>＜機構・定員要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 國際金融都市の確立（外資系運用会社等の検査の実施に係る体制整備）ための体制整備：統括検査官1名 ○ 金融サービス仲介業者に対する検査体制の整備：特別検査官1名、証券検査官1名 ○ 総合取引所の商品デリバティブ業者に対する検査体制の整備：特別検査官1名、証券検査官2名 ○ 投資一任業者等に対する検査の強化に係る体制整備：証券検査官2名（时限延長） <p>＜事前分析表＞</p> <p>評価結果のほか、「行政方針」及び証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会中期活動方針（第10期）」（令和2年1月）を踏まえ、新たな測定指標（複数の市場をまたぐ取引の実態把握の実施等）を設定した。</p> <p>＜その他の反映状況＞</p> <p>評価結果のほか、「行政方針」及び証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会中期活動方針（第10期）」（令和2年1月）を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症への対応

				<ul style="list-style-type: none"> ・相場操縦等の不正行為等について警戒水準を高めて機動的な市場監視を実施したほか、投資者の不安に乗じた悪質な取引等への対応を行った。 <p>○ 内外環境を踏まえた情報力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題の未然防止・早期発見につなげるため、様々な金融市場の動向や課題について多面的な分析を行うほか、マクロ的な視点で業種ごとに顕在化が懸念されるリスクの分析を行うなど、フォワードルッキングな市場監視を行った。 <p>○ 深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査の実施・事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証を行い、課徴金納付命令勧告を視野に入れた、調査・検査を積極的・機動的に行った。 ・証券モニタリングにおいて、顧客本位の業務運営の定着状況や、コロナ禍におけるマーケット変動時の顧客への勧誘やフォローの状況、ビジネスモデルの変化について確認した。 ・無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、関係機関との情報共有の枠組み等について検討を行う等、連携強化に向けた取組を実施した。 ・複数の市場（取引所・PTS・ダークプール）をまたぐ取引の実態把握を進めた。 ・重大で悪質な事案については、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処した。 <p>○ 市場規律強化に向けた実効的な取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主規制機関や取引所等との意見交換会の実施や証券監督者国際機構（IOSCO）等への参加を通じて当局間の取組や問題意識の共有等を行うなど、国内外の多様な市場関係者との連携の強化や拡大に努めた。 <p>○ デジタライゼーション対応と戦略的な人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場監視業務におけるデジタライゼーションを一層推進するため、令和2年7月に新たに「IT戦略室」を設置した。
7	【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-2】企業の情報開示の質の向上のための制度・環境	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「有価証券報告書等電子開示システム経費」、「企業財務諸制度調査等経費」、「懲戒処分経費」、「課徴金制度関係経費」、「試験実施経費」及び「公認会計士等検査経費」の令和3年度予算要求（1,507百万円）を行</p>

整備とモニタリングの実施		<p>い、政府予算に計上（1,348百万円）された。</p> <p>＜機構・定員要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の通り令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公認会計士・監査審査会事務局長の充て職の常勤化 ○ 監査の品質の向上に的確に対応するため、公認会計士・監査審査会事務局総務試験課及び審査検査課の新設（総務試験室及び審査検査室の廃止） ○ 監査法人のガバナンス等の検証のための体制整備の強化：公認会計士監査検査官1名 <p>＜法令・制度の整備・改正＞</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業会計基準委員会において、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等が公表されたことを受け、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公布・施行した（令和2年6月）。 <p>＜その他の反映状況＞</p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、決算・監査業務に従事する者の健康に最大限配慮しつつ、適切な企業情報の開示が行われるようにする観点から、日本公認会計士協会等の関係者をメンバーとする連絡協議会を設置した。本連絡協議会では、企業決算・監査・株主総会などをめぐる課題に関し、現状認識や対応のあり方について共有を図った。 ○ 「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」を踏まえた取組について、実施状況をフォローアップした。 ○ 引き続き開示の好事例を収集し、「記述情報の開示の好事例集2020」を公表（令和2年11月公表、令和3年3月最終追加・公表）するとともに、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」を更新（令和3年3月更新）した。また、有価証券報告書における記述情報の開示の充実に向けた取組として、企業等に対し、WEBセミナーを実施（令和2年4月から3年3月まで）した。 ○ 有価証券報告書レビューの実施及び有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に関する審判手続開始
--------------	--	--

				<p>の決定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務書類監査において、虚偽証明を行ったことが認められた監査法人1先及び公認会計士2名に対し、行政処分を行った（令和2年11月）。 ○ EDINETのシステム再構築について、内閣官房情報技術（IT）総合戦略室が試行的に実施する技術的対話^(注)を経て、一般競争入札により次期システムの構築事業者を決定し、構築作業に着手した。なお、システムの稼働状況については、目標である稼働率99.9%以上（令和2年4月から3年2月末時点まで）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。 <p>（注）技術的対話とは、発注者と事業者との対話により、発注者が技術提案の改善・再提出を求め、事業者から技術提案の改善、コスト削減案等を提示させる行為であり、これらを一般競争入札の調達手続の中で行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への支援の継続、IFIARにおける議論の国内への還元、一元的な金融監督当局としての知見も活用したIFIARへの積極的な貢献を行うとともに、各国の監査監督当局との一層の連携強化に取り組んだ。 ○ 監査法人等に対するモニタリングについては、新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響等を踏まえ柔軟に対応するとともに、内容や実施方法の見直しなどを検討の上、実施した。 ○ 監査法人等の監査品質向上に向け、トップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映状況のほか、監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化された態勢が実効的なものとなっているか検証した。また、海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規に監査契約を締結した監査事務所の監査実施体制を検証した。 ○ 優秀な会計人材確保に向けた取組については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に留意しながら、日程変更を行った令和2年試験を着実に実施した。また、公認会計士試験受験者の裾野をより拡大するため、大学生・高校生向けの講演を実施した。
8	【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-3】 市場の機能強化、インフラの	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」、「ヘルスケアリート等の普及促進のために必要な経費」、「コーポレートガバナンスの推</p>

構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備		<p>進に係る事業費」、「英語発信力強化のための経費」、「世界の主要国際金融センター等における競争力強化に係る調査研究等事業費」、「資産運用業の高度化事業経費」及び「国際金融都市の確立に向けた外資系投資運用事業者等の受入れに係る環境整備経費等」の令和3年度予算要求（216百万円）を行い、政府予算に計上（177百万円）された。</p> <p>＜機構・定員要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の通り令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 店頭デリバティブ取引報告の取引情報分析及び利活用高度化に必要な体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ 国際金融都市の確立（外資系運用会社等の登録審査及びモニタリングに係る体制整備）のための体制整備：参事官1名、課長補佐2名、係長2名 <p>＜法令・制度の整備・改正＞</p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年春予定のコーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けて、令和2年10月より、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（金融庁と東京証券取引所を共同事務局として平成27年8月に設置）を再開した。 ○ 令和2年10月から12月にかけて開催した「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、取締役会の機能発揮と企業の中核人材の多様性（ダイバーシティ）の確保を二つの柱とした意見書（「コロナ後の企業の変革に向けた取締役会の機能発揮及び企業の中核人材の多様性の確保」）を公表した（令和2年12月）。 ○ 令和2年10月から3年3月にかけての「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論を踏まえ、令和3年3月31日にコーポレートガバナンス・コードの再改訂に向けた案の提示を行った。 ○ 外国清算機関免許制度の例外的取扱を認める、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引等の指定に関し、その適正かつ安定的な運用を確保するための改正政令及び告示を公布・施行した（令和2年6月）。 ○ 令和2年金融商品取引法改正により、店頭デリバテ
--------------------------	--	--

			<p>イブ取引情報報告の報告先が一本化されることを受け、制度詳細を規定する関係内閣府令・告示の改正に係るパブリックコメントの募集を行い（令和2年12月）、その結果を踏まえ同内閣府令・告示を公布した（令和3年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年10月より開始した金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において、海外の投資運用業者等の受入れに係る制度整備及び外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）の緩和に関する検討を行い、報告書を公表した（令和2年12月）。 ○ 上記報告書を踏まえ、以下の制度等の整備・改正を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、地域の活性化等に資する業務の金融機関の業務への追加、国内における海外投資家等向けの投資運用業に係る届出制度の創設、預金保険機構が事業の抜本的な見直しを行う金融機関に対して資金を交付する制度の創設等の措置を講ずる必要があることから、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和3年3月）。 ・外国法人顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）の緩和に関する内閣府令改正について、パブリックコメントを開始した（令和3年3月）。 ○ 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等が提出する登録申請書等について、英語での提出を可能とするため、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を公布・施行した（令和3年1月）。 <p>＜事前分析表＞</p> <p>評価結果を踏まえ、達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標（海外プロモーション活動等の取組状況）を設定した。</p> <p>＜その他の反映状況＞</p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年2月時点でスチュワードシップ・コードを
--	--	--	---

			<p>受け入れている299の機関投資家のうち、企業年金は41基金（令和2年3月時点では35基金であったところ、6基金増加。うち2基金は規約型。）。令和3年2月時点でスチュワードシップ・コードの再改訂を受け入れている263の機関投資家のうち、企業年金は39基金。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において、令和2年12月に報告書を公表したほか、成長資金の供給のあり方や国内顧客情報に関する銀証ファイアーウォール規制（情報授受規制）等についても検討を進めた。 ○ 投資家の利便性向上や上場会社の持続的な企業価値向上とベンチャー企業の育成に資する市場となるよう、関係者とともに東京証券取引所の市場構造の見直しを進めた^(注1)。 ○ その一環として、東証株価指数（TOPIX）^(注2)について、機関投資家にとって使い勝手がよく、選定される企業にとっても納得感のあるインデックスとなるよう、市場区分とTOPIXの範囲を切り離し、連続性の確保を考慮しつつ、より流動性を重視する方向で企業を選定する等、東証における算出方法の見直しのモニタリングを行った^(注1)。 <p>(注1) こうした取組を踏まえ、東京証券取引所は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月の新市場区分への移行に向けた上場維持基準や流通株式定義の見直し等や、 ・新たなTOPIXの算出ルール等 <p>についてパブリックコメントを行った（令和2年12月）。</p> <p>(注2) 東京証券取引所市場第一部に上場している全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象とした株価指数。昭和43年1月4日を基準日とし、その日の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合取引所における取引商品の更なる拡大などを図るため、関係者への働きかけや取組の支援等を行った。 ○ 大阪取引所は、先物取引に係る祝日取引の開始（令和4年秋以降）を目指しており、金融庁としても同取引所における検討・取組を後押しした。 ○ 証券保管振替機構及び日本証券クリアリング機構（JSCC）では、資本蓄積の状況や利用者還元の観点から、株取引に際しての振替・清算手数料の引下げを検討開始した。これにより、証券保管振替機構では、中
--	--	--	--

			<p>期経営計画で示していた手数料の引下げを令和3年4月から行うことを決定し、JSCCでも、令和3年3月より利用者との協議を開始した。金融庁としても、同両機関と利用者との対話を促し、手数料見直しに係る検討を後押しした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重要な市場インフラである決済・清算制度について、安定性確保等の観点から見直した外国清算機関免許の適用除外制度においては、同制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局との間で、情報共有枠組みの整備を進めた。 ○ 資産運用会社との間で、各社の運用力強化に向けた取組が顧客利益を最優先する商品組成やファンド管理に繋がっているか等について、経営陣を含めた対話を実施することを通じ、運用高度化に向けた業務運営体制の確立を推進した。 ○ 資産運用業全体のパフォーマンスの「見える化」を推進するため、公募投信に加えて私募投信や一任運用の状況についても調査・分析に取り組んだ。また、国際的にみて我が国における投資が進んでいないVC・PE等のオルタナティブ資産や、我が国の資産運用業におけるSDGs、ESGのあり方等についても幅広く調査に取り組んだ。 ○ 金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る法令相談等について、関係自治体等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに7社の業登録が完了した。 ○ 投資運用業をはじめとした金融商品取引業の登録手続等に関する情報を提供し、金融商品取引業者の新規参入の円滑化を図ることを目的として作成した「投資運用業等登録手続ガイドブック」について、法令改正や英語・ワンストップ対応の取組を踏まえた改訂を行った。 ○ 新規に日本に参入する海外の資産運用会社等に対し、登録から監督までを英語によりワンストップで対応するための「拠点開設サポートオフィス」を、金融庁・財務局合同で令和3年1月12日に立ち上げ、従来「拠点開設サポートデスク」が担っていた機能も引き継がれた。 ○ 日本での拠点開設を検討する海外金融事業者等が参加するセミナーでの講演や各国の在外公館を通じた情報発信に取り組んだ。また、海外当局との会議等を通じ、当庁の取組を紹介し、意見交換を行った。
--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ○ LIBORの恒久的な公表停止を見据え、ターム物リスク・フリー・レートが、信頼性の高い代替金利指標として早期に構築されるよう、市場関係者の取組を促した。また、同指標の算出・公表主体におけるガバナンス体制の構築状況を注視していくほか、特定金融指標規制の適用及び欧州域内利用に向けた必要な対応についても、並行して検討した。 ○ TIBORについては、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組をフォローアップした。TIBORの欧州域内利用に関しては、欧州委員会との間で、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議した。
9	<p>【横断的施策1】 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費」、「アカデミアとの連携強化に必要な経費」、「ブロックチェーン技術を活用した金融取引に関する共同研究経費」、「Fintechをめぐる戦略的対応経費」、「金融デジタライゼーションの推進にかかる必要経費」及び「技術革新を活用した金融サービス高度化のためのコンソーシアム運営経費」の令和3年度予算要求（220百万円）を行い、政府予算に計上（180百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アカデミアとの連携強化のための体制整備：課長補佐1名 ○ データ戦略推進室の設置：室長1名 ○ 金融デジタライゼーションの推進のための体制整備：課長補佐1名 ○ 金融サービス仲介業の監督：室長1名、係長1名 <p><事前分析表></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標の見直しを行い、一部について、①FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブ、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブで受け付けた相談への対応状況②銀行と電子決済等代行業者の間の接続についてのAPI方式への移行のフォローアップ状況③金融商品販売法等改正法の施行に向けた取組のとおり修正した。</p> <p>また、新たな測定指標（①決済システムの高度化・効率化の検討状況②クロスボーダー送金の高度化への取組③</p>

			<p>金融業界における書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直し状況④アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための取組) の設定を行った。</p> <p>なお、評価結果を踏まえ、以下の測定指標については削除した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 銀行と電子決済等代行業者との間の契約締結義務に係る猶予期間が終了したため、測定指標（「平成29年改正銀行法に係る取組」）を削除した。 ○ XML電文に対応した全銀システムの初期における円滑な稼働が確認されたため、測定指標（「XML電文に対応した全銀システム」）を削除した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <p>① デジタライゼーションの加速的な進展への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関を含む事業者が利便性の高いサービスを創出できるよう、FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの機能をFinTech Innovation Hubに統合した上で、フィンテックに係る最新の技術・ビジネスの動向を把握しつつ、事業者の相談等にオンライン面談等を通じて対応するなど、規制・技術上の課題等を適切に把握して一体的に支援した。 ○ 金融機関におけるITシステムの効率化・高度化を推進するため、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを活用し、基幹系システムに係る先進的な取組を後押しした。 ○ BGIN（Blockchain Governance Initiative Network）等への貢献等を通じて、分散型金融システムのガバナンスに関する議論を主導した。 ○ FIN/SUM等を通じて、デジタル化が進展する中での新たな技術に基づく金融サービスのあり方等に関する金融機関、スタートアップ、技術者、研究者等の議論を主導した。 ○ 環境変化に伴うサイバーセキュリティを含む新たなシステム上のリスクについて、積極的に情報収集を行い、必要に応じ注意喚起を行った。 ○ 地域金融機関に対して、各協会とも連携し、脆弱性診断等の実効性向上への取組の定着を図るとともに、サイバーセキュリティ対策の取組に進展が見られる先との意見交換を通じて、プラクティスを収集し、好事例を還元することにより、より一層の取組を
--	--	--	--

			<p>促した。大手金融機関に対しては、定期的な対話を通じて、グループ・グローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理の高度化やTLPT (Threat-Led Penetration Test (脅威ベースのペネトレーションテスト)) の実効性向上を促した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイバー演習について、前回（令和元年10月）の演習で対応が概ねできていた業態については、更なる高度化に向けて、シナリオに対して組織内での深度ある議論が必要な形式を新たに取り入れて演習を実施（令和2年10月）した。 ○ 大規模なサイバーインシデントの発生を想定したG7での合同演習を踏まえた事後対応（G7当局間の連携手順の改善等）などの国際的議論に積極的に貢献した。 ○ 令和元年度に対話を行った一部業態については、デジタル技術の活用により新たな形での顧客課題の解決を図るITガバナンスの発揮に向け、経営戦略に沿って機動的に対応できるITシステムをどう実現するかの課題について、深度ある対話を実施した。また、それ以外の業態においては、アンケートや対話を実施し、それぞれの取組を通じて得られた事例等を事例集に反映した。 ○ 次世代システム等への移行を検討している金融機関について、ITシステムの事業への利活用のあり方や、組織・リソース等について深度ある対話を行った。 ○ 令和元年度の対話の中で明らかになった地域銀行の共同センターに関する課題を踏まえ、基幹系システムのスイッチングコスト低減の可能性等について、庁内外の関係者での議論・研究を継続している。 ○ スマートフォンを顧客チャネルとし、柔軟かつ迅速な商品サービスの開発・提供を企図し勘定系システムをパブリッククラウド上に構築するなど、デジタル技術を活用した利便性の高いサービスの提供を目指す新銀行に対し銀行免許を付与した。 ○ 内国為替取引に係る銀行間手数料について、コストを反映した適切な水準に見直されるよう、関係者に対して対応を促した。令和3年3月に、全銀ネットが管理・運営する新たなスキーム（内国為替制度運営費）に移行した上で、手数料水準を引き下げることが決定された（令和3年10月実施予定）。また、全銀ネットのガバナンスや透明性の向上に向けた具体的対応
--	--	--	---

				<p>策が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」(事務局全銀ネット)における議論に参画した。令和3年1月に取りまとめられた報告書で以下の方向性が示された。 <ul style="list-style-type: none"> ・都市銀行5行による小口決済インフラ構想について、令和3年度早期の稼働を目指して検討を進めるとともに、並行して、次期全銀システム更改も視野に、中長期的な観点から継続的に検討する。 ・全銀システムへの参加資格について、令和3年度中を目途に、資金移動業者にも拡大することが望ましい。 ○ 多頻度小口で送金する利用者の利便性向上の観点から、銀行界との意見交換の場で、料金体系の多様化を促した。 ○ クロスボーダー送金の改善に係るG20向け報告書（令和2年4月に第一次報告書、7月に第二次報告書、10月に第三次報告書をG20に提出）を作成するなかで、国際的な議論に積極的に参画・貢献した。 ○ 金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を設け、各種手続の電子化状況の把握と電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を進め、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進した。 ○ 銀行と電子決済等代行業者の間の接続について、API方式への移行をフォローアップした。 ○ 中央銀行デジタル通貨について、財務省とも連携しつつ、日本銀行の検討に貢献した。 <p>② 金融技術の発展を受けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融行政上の重要な諸課題に係る分析・研究を通じて、学術研究の発展に貢献したとともに、金融行政の高度化につなげた。
10	【横断的施策2】業務継続体制の確立と災害への対応	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費」及び「被害者支援策に係る周知広報等に必要な経費」の令和3年度予算要求（36百万円）を行い、政府予算に計上された。</p> <p>*復興庁において一括計上された分を含む。</p> <p><定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度定員要求を</p>

			<p>行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関の危機管理体制強化のための体制整備（时限撤廃）：課長補佐1名、係長1名 <p>＜法令・制度の整備・改正＞</p> <p>以下の関係法令の整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期する必要があることから、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和2年6月公布、同年8月施行）。 <p>＜その他の反映状況＞</p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府防災訓練への参加に加え、金融庁業務継続計画の実効性を検証・確認するために、職員の安否確認訓練、参集訓練、及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練等を関係機関と連携して実施した。 ○ 金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、金融機関等と合同で訓練を実施したほか、金融機関等の業務継続計画の整備状況等について、アンケート等を通じて検証した。 ○ 令和2年7月豪雨、令和3年福島県沖を震源とする地震による災害等に対して、日本銀行と連携し、金融機関に対して「金融上の措置」の要請を実施。また、必要に応じて、復旧・復興に向けた自然災害ガイドラインの説明会の開催、金融機関における被災者支援の取組のフォローアップを実施し、被災者へのきめ細かな支援を促進した。 ○ 新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き、金融庁業務継続計画を踏まえ、職員の感染防止に努めるとともに、緊急事態宣言を踏まえ、金融機関に対し、感染拡大防止に努めつつ、必要業務の継続について適切に対応するよう要請した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人や個人事業主に対する新たな債務整理の枠組みとして『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』を策定し、本特則のリーフレットを用いた周知を
--	--	--	---

				実施した。
11	【横断的施策3】 その他の横断的 施策	目標達成	引き続き 推進	<p>＜予算要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、「アジア等の金融インフラ整備支援事業」、「グローバル金融連携センター経費」、「気候変動リスクをはじめとする新たなリスクへの対応に必要な経費」、「国際開発金融機関協力経費」及び「新興国を対象にした金融行政研修に必要な経費」の令和3年度予算要求（372百万円）を行い、政府予算に計上（339百万円）された。</p> <p>＜機構・定員要求＞</p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり令和3年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ SDGs推進室の設置：室長1名 ○ 持続可能な開発目標（SDGs）の推進のための体制整備：課長補佐1名 ○ 国際的なデータ政策及び経済連携協定交渉に必要な体制整備：課長補佐1名、係長1名 ○ マネロン・テロ資金供与対策に関する金融機関の管理態勢強化に向けた体制整備：マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室長1名、課長補佐1名、係長1名 ○ 行政手続のオンライン化の推進に向けた体制整備：課長補佐1名 <p>＜法令・制度の整備・改正＞</p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、以下の法令等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年2月、金融機関の実効的な体制整備を図る観点から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正した。また、本改正に合わせて、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を策定し金融機関に求める体制の明確化を行った。 ○ 国民や事業者等に対して押印を求めていた手続の押印の廃止のため、「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の公布・施行を行った。 <p>＜事前分析表＞</p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標（世界共通の課題の解決への貢献）の見直しを行い、新たな測定指標（①国際的に協調した対応②世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献）を設定した。</p> <p>＜その他の反映状況＞</p>

			<p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、以下の取組を実施した。</p> <p>① 国際的に協調した対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ危機の当初より、金融安定理事会（FSB）での各国の協調を目的とした議論に参加し、FSB5原則の策定に貢献した。その後、当庁長官が議長を務める規制監督上の協調（Supervisory and Regulatory Cooperation）に係る常設委員会において各国のコロナ対応に係る情報共有を行うとともに、各国コロナ対応政策の効果の分析やストレステストの活用方法に関する議論を主導し、それらの結果を盛り込んだ報告書がG20に提出された。 ○ 欧州当局（欧州・单一破綻処理委員会、欧州委員会、欧州中央銀行）と日本当局（金融庁、日本銀行、預金保険機構）の間でのワークショップ開催（令和3年2月）等を通じ、海外の危機対応関係当局との連携を強化した。 ○ 金融庁は、FATF コンタクト・グループの共同議長として、暗号資産に関する新たなFATF基準のグローバルな実施状況についてのレビュー報告書及びいわゆるステーブルコインに関するG20へのFATF報告書（共に令和2年7月公表）の作成・取り纏め等において主導的な役割を果たした。 <p>② 世界共通の課題への対応、国際的な議論への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カーボンニュートラルの実現を念頭に、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮することが重要な考え方に対し、金融庁にサステナブル・ファイナンス有識者会議を設置し、日本におけるサステナブル・ファイナンスの課題や対応案について幅広くご議論いただいた。また低炭素化・脱炭素化に向けたトランジションの重要性を踏まえ、経済産業省・環境省と共にトランジション・ファイナンス環境整備検討会を設置し、トランジション・ファイナンスに関する基本方針の策定に向けて意見交換を行った。 ○ 中長期的な企業価値の向上に向けた企業と投資家間の建設的な対話を促す観点から、TCFDコンソーシアム等を通じてTCFD提言に沿った開示に関する民間の自主的な取組を推進するとともに、「記述情報の開示の好事例集」の改訂に際し、ESGに関する開示の好事例を含めて公表する等の取組を進めた。 ○ 金融機関との間で、金融システムの安定性維持の観点から気候変動リスクの管理等に関する課題等に
--	--	--	--

			<p>について対話を行った。また、上記有識者会議において金融機関によるサステナブル・ファイナンスの推進について議論した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）や、FSB及び各基準設定主体における関連部会への参加を通じ、サステナブル・ファイナンスに関する国際的な議論に貢献。令和2年11月には、サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）へ参加し、日本のサステナブル・ファイナンスに関する取組や考え方を国際的に発信した。 ○ 金融機関等のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化に向け、実態調査結果等を活用して当局側のリスクベース・アプローチの実効性向上を図りつつ、効率的なモニタリングを実施した。また、資金移動業者や新しい業態についてもオンサイト・オフサイトを組み合わせてモニタリングを実施した。業界団体とも連携しつつ、金融機関等に対して、丁寧な顧客対応にも配慮するよう文書等で要請した。 ○ AIを活用したシステムを構築し、各金融機関が共同利用することによりマネロン・テロ資金供与対策の高度化・効率化を検証する政府の実証事業について、関係者の支援を行った。また、金融機関との意見交換会やマネロン対応高度化官民連絡会等を通じて、官民の連携を図った。 <p>③ 國際的な当局間のネットワーク・協力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ バーチャルなコミュニケーションも活用した海外当局との意見交換（日EU合同金融規制フォーラム（令和2年11月）、金融庁・全米保険監督官協会（NAIC）定期会合（令和2年12月）等）や監督協力に関する覚書の締結（イタリア中央銀行およびイタリア国家証券委員会（CONSOB）（令和2年12月）、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）（令和3年2月）等も通じ、当局間の協力を強化した。 ○ 日中証券市場協力の一環として、日本・中国の金融当局、市場関係者による「第2回日中資本市場フォーラム」をオンラインで開催した。また、我が国金融機関による中国市場参入が進展（債券決済代理人資格付与の実現（令和2年6月）、我が国証券会社の中国市場進出の進展（令和2年8月）等）したほか、我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会
--	--	--	--

			<p>する「中国金融研究会（第5回）」をオンライン開催（令和2年10月）した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対ミャンマー支援に関して、保険分野では令和2年10月に再保険事業が自由化され、日系社含む民間の保険会社に開放されたほか、3年1月には自動車保険の料率・約款の改定について、当局より予備認可が付与された。証券分野では、2年5月に上場6社目が誕生し、9月には、未上場企業が比較的簡素な手続きによって登録可能な「上場準備市場」設立に向け、当局から認可が付与された。 ○ グローバル金融連携センター（GLOPAC）については、対面研修からバーチャル型研修に進化させるとともに、金融庁ウェブサイトのGLOPAC特集ページを改良し、コロナ禍にあっても引き続き知日派の育成に努めた。また、全卒業生を対象としたバーチャル・フォローアップ特別講義やGLOPACの期（グループ）・地域ごとにバーチャル・アルムナイ・フォーラムを開催するなどしてネットワークを改めて強化した。 <p>④ 規制・制度改革等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来の書面・押印・対面を前提とした慣行の見直しにおいては、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を令和2年6月に立ち上げた。令和2年中に9回開催し、各種手続きの電子化状況の把握や電子化に向けた課題への対応方針に関する議論を行い、同年12月に、銀行・証券・生保・損保の各業態の主要な手続き局面ごとに現状や課題、対応方針に関する論点の取りまとめを行った。 <p>⑤ 事前確認制度の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ノーアクションレター制度及び一般的な法令解釈に係る書面照会手続について、照会窓口及び担当課室の一層の連携（情報共有・進捗状況の管理等）により、照会の受理から回答までの処理期間の短縮を図った。 <p>⑥ 金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当庁におけるIT戦略（中長期計画）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・2年3月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、業務におけるデジタル技術の活用や価値を生み出すITガバナンスの強化に取り組んだ。また、情報セキュリティ対策の推進について、技術的な対策の多重化や多層化を行うとともに、職員に対する訓練や教育を行う等、情報セキュ
--	--	--	--

				<p>リティ対策の向上等を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融庁の行政手続きの電子化 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等から受け付ける申請・届出等について、適切なオンライン化のあり方を検討した上で、全ての手続きについてオンラインでの提出が可能となるように、令和2年度中にシステムの整備及び制度面での対応を行った（令和3年度中に運用を開始する予定）。特に押印については、法令の根拠のないものについては令和2年中に廃止し、＜法令・制度の整備・改正＞に記載のとおり、法令の根拠のあるものについても、その必要性を再検証し、同年中に廃止した。 ○ 利用者利便の向上やオンライン化を促進する観点から、金融機関のモニタリングを利用するシステムについて、金融機関からの改善要望等への対処策の検討や、モニタリング従事者の業務実態を把握し、真に必要なシステムの機能やその最適な解決策の議論を深めるなど、次期システム更改に向けた要件等の検討を進めた。 <p>⑦ 許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 許認可等の審査プロセスについては、金融庁・各財務局等が連携し、積極的に情報共有をはかるとともに、審査における当局側の問題意識を早めに申請者に伝達し、また登録までの時間軸の認識を申請者との間で共有するなど、審査の迅速化等に取り組んだ。また、金融庁・各財務局等において、アンケート結果等を踏まえた窓口対応の改善等に取り組むとともに、令和2事務年度においても引き続きアンケートを行った。 ○ 規制改革推進会議での議論を踏まえ、保険募集人等の営業活動において旧姓をより使いやすくするため、必要な制度改革を進めるとともに、金融庁及び金融業界におけるシステム改修等についても対応した。
12	<p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策1】</p> <p>金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><事前分析表></p> <p>評価結果及び「行政方針」を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな測定指標「金融庁Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、ツイート（発信）回数、いいね数、リツイート数」及び「財務局の金融行政担当部局との一体化の推進」を設定

			<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標「外部有識者を交えた職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）の実施」を削除した。 ○ 測定指標「第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価の実施」を見直し、新たな測定指標「第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価及び職員アンケートによる自己評価の実施」を設定した。 <p>＜その他の反映状況＞</p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ガバナンスの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議を実施し、金融行政として取り組むべき重要な課題等について議論を行った。 ・検査・監督等の金融行政の質の向上の観点から、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施した。また、金融庁・財務局職員を対象とした職員アンケートによる自己評価を実施した。 ○ 金融行政に関する情報発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方が、金融庁の資金繰り支援等の取組に関する情報を容易に入手できるよう、LINEの金融庁公式アカウントを新規開設（令和2年5月）して情報掲載するなど、SNSを積極的に活用した情報発信を行ったほか、YouTubeにおいて、中小企業事業者や個人事業主を主な対象とした動画広告の配信を行った（令和2年6月）。また、政府広報と連携し、民間金融機関による資金繰り支援に関するインターネットバナー広告や新聞突出し広告、テレビCMを活用して情報発信を行った（令和2年4月以降随時）。 ・タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、金融庁Twitter（日本語版アカウント、英語版アカウント）における発信を強化し、日英で計1,062回のツイートを行った。 ○ 総合政策機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2事務年度の金融行政における重点課題についていかなる方針で金融行政を行っていくかを取りまとめ、「令和2事務年度金融行政方針～コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く～」を策定した（令和2年8月）。
--	--	--	---

				<p>○ 金融技術の発展を受けた対応</p> <p>① 研究成果の庁内へのフィードバック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ウェブサイト上に掲載した14本のディスカッションペーパーについて、研究者による論文発表や、庁内関係者からコメントを得ることなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。 <p>② 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月以降、新型コロナウイルスの影響により開催を見送った時期もあったが、金融をはじめ様々な分野の実務家や研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「昼休み講演会（金曜ランチョン）」）を、計13回（通算では442回）開催（職員の参加者数は最大477名、平均約125名）。オンラインでの配信を行うなど、十分な新型コロナウイルス対策を行った上で、会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。 ・令和2年4月以降、新型コロナウイルスの影響により開催を見送った時期もあったが、アカデミズム等の金融に関する有識者が最先端の研究内容を発表し、職員等との議論を通じて金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とした勉強会（金融経済学勉強会）を、オンラインでの配信を行うなど、十分な新型コロナウイルス対策を行った上で、庁内にて計7回開催した。 ・学術的成果の金融行政への更なる活用を目的として、アカデミアとの連携強化による学術的成果の金融行政への更なる活用のための環境整備を進めた。 <p>○ 財務局の金融行政担当部局との一体化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政方針」を踏まえ、金融庁幹部会への財務局長の参加や財務局理財部長とのテレビ会議など、オンライン会議等の積極的な活用により、金融庁と財務局のコミュニケーションの頻度を高めさらに充実させた。また、金融サービス仲介法制に係る監督体制の整備や「拠点開設サポートオフィス」の財務局との共同開設など、政策の企画立案及び執行プロセスにおいて、財務局との協働を更に推進した。
13	【金融庁の行政運営・組織の改進】	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」等を踏まえ、主に以下の</p>

	革施策2】 検査・監督の見直し			<p>取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年7月に「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を更新した。 ○ 令和2年7月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。 ○ 令和2年6月に「金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート」を公表した。 ○ 令和2年6月に「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」を公表した。 ○ 令和2年6月に「金融分野のサイバーセキュリティレポート」を公表した。また、検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暓した専門家による外部評価を実施し、令和2年6月に、「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」報告書等を公表した。 <p>加えて、金融庁と日本銀行は、令和2年11月に「金融庁検査・日本銀行考查の連携強化に向けたタスクフォース」を設置し、より質の高いモニタリングの実施と金融機関の負担軽減を図る観点から議論を進めるなど、更なる連携強化に向けて取り組んでいる。</p>
14	【金融庁の行政運営・組織の改革施策3】 金融行政を担う人材育成等	目標達成	改善・見直し	<p><事前分析表></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、以下の変更を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな測定指標（職員による主体的な取組を支える環境整備）を設定し、それと前回の測定指標（職員が「自分の仕事を誰にも見てもらっていない」と感じることなく、双方向の活発なコミュニケーションが図られる環境整備のほか、職員のキャリア形成や成長支援の実施状況）を統合した。 ○ 新たな測定指標（マネジメントを意識した施策の実施状況）を設定し、それと前回の測定指標（職員の多面的な人事評価の実施・活用状況）を統合した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、「行政方針」を踏まえ、主に以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課室での「グループ化」によるコミュニケーションの活性化、「政策オープンラボ」や「府内ポータルサイト」による職員の自発的な参加の機会の拡大など、職員による主体的な取組を支える環境整備を進めた。 ○ 幹部・課室長がマネジメントの方針・考え方を部下職員と共有し、その状況を事後的に検証（職員満

				足度調査や360度評価)する取組を進めた。さらに、「グループ長」のマネジメントの意識を高める取組を行った。 ○ テレワークや外部とのオンライン会議等の積極的な活用の定着を図った。
--	--	--	--	--

表4 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年6月10日、7月17日、11月30日、令和3年3月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	新規上場に伴う負担の軽減	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
2	金融指標に関する規制の枠組みの整備	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
3	金融商品取引所の業務の追加	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
4	大量保有報告制度の見直し	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
5	海外展開に係る規制緩和	必要性が認められる。	引き続き推進	<引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
6	保険仲立人に対する規制緩和	必要性及び有効性が認められる。	引き続き推進	<引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
7	実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和	必要性及び有効性が認められる。	引き続き推進	<引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。
8	グループ会社間等の貸付けに係る資金業規制の	必要性及び有効性が認めら	引き続き推進	<引き続き推進> 規制に係る政策評価の結果を踏まえ、本政策を、引き続き適切に運用することとした。

	適用の見直し	れる。		
--	--------	-----	--	--

表5 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策（令和2年9月30日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構と締結する保険契約に係る課税標準の特例については、租税特別措置法上に存置されている。
2	特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定投資信託に係る受託法人の課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。
3	特定目的会社に係る課税の特例	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定目的会社に係る課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。
4	特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<引き続き推進> 租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例については、租税特別措置法上に存置されている。

